

広報

YAME

やめ

【今月の主な内容】

- 65歳以上の皆さんの介護保険料をお知らせします — P2~3
- 平成23年度国民健康保険税のお知らせ — P4~5
- なぜなぜ人権 — P6~7
- 後期高齢者医療制度についてお知らせします — P8~9
- 八女寸寸語⑦ — 「邪馬台国が八女に」 — P10

お盆を彩る灯り

樋口万亀という画号で活動している樋口孝一さんの八女市本町の工房では提灯の絵付けが最盛期。速描という技法で下絵なしにつきつきと火袋に山水画や鳳凰などを書かれています。(関連記事18ページ)

茶のくに 八女・奥八女

CHANOKUNI YAME OKUYAME

2011 (平成23年)
No.975

7

65歳以上の皆さんの 介護保険料を お知らせします

平成23年度の
納入通知書は
7月中に送付
します

所得段階	対 象 者	※基準額 3,950円(月額)	
		保険料率	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	23,700円
第2段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.50	23,700円
第3段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (第1段階・2段階以外の人)	基準額 ×0.75	35,550円
第4段階	●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.90	42,660円
第5段階 (基準額)	●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (第4段階以外の人)	基準額 ×1.00	47,400円
第6段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が125万円未満)	基準額 ×1.15	54,510円
第7段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満)	基準額 ×1.25	59,250円
第8段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満)	基準額 ×1.50	71,100円
第9段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が300万円以上)	基準額 ×1.75	82,950円

保険料は9段階

介護保険料は、前年の本人の所得や世帯の課税状況等によって、9段階に分かれています。あなたがどの段階になるかは、上の図をご覧ください。

介護報酬改定(プラス3%)に伴う保険料上昇分の軽減

平成21年4月から、介護に従事する人の処遇を改善するため、介護報酬が平均プラス3%改定されました。改定による介護保険料の急激な上昇を抑えるために、平成21・22年度については、国が一部を段階的に負担し、被保険者の負担を軽減します(市町村によって、年度ごとに基準額が異なる場合と、3年間分を平準化させる場合があります)。

※八女市の基準額は4000円(月額)ですが、3年間分を平準化したため基準額は3950円(月額)になります。

保険料の納付方法は

▼年金から天引き(特別徴収)

介護保険料を年金から天引きすることを「特別徴収」といいます。年金が

介護保険制度は、施行から11年が経過し、介護サービス利用者や介護給付費が年々増加するなど、社会保障制度として定着してきました。その反面、介護給付費の伸びが全国的な問題となつています。そして、今後さらに高齢化の進展が見込まれます。介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。市の介護保険制度を維持していくために必要な保険料です。保険料納付へ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ 健康課介護認定係 (☎23・1353)

年額18万円以上支払われている人は、あらかじめ年金から天引きされます。

▼納付書や口座振替での納付(普通徴収)

年金が年額18万円未満の人や、年度途中で65歳になられた人、ほかの市町村から転入されてきた人などは、市から送付される納付書で納めてください。

▼口座振替が便利です!

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月分以降は口座から振替ができ、便利で安心です。

●保険料の納付書

●預金通帳

●印鑑(通帳の届出印)

以上の3つを持って、金融機関で手続きしてください。

保険料を納めるのが困難な場合は

生活が著しく困難で、資産などを活用しても保険料を納付できない人は、納期までに健康課にご相談ください。次のいずれかに該当する場合、減額される場合があります。

- ①災害で著しい損害を受けた。
- ②主たる生計者の所得が激減した。
- ③生活保護法で定める基準以下の収入で、現に生活保護を受けていない。

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。主治医意見書と介護保険被保険者証(黄色)を窓口までご持参ください。申請受付は、健康課および各支所の介護保険担当課で行っています。

保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような給付制限が適用されることがあります。

- 1年以上…介護サービスにかかった費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。
- 1年6か月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。
- 2年以上…介護サービスの自己負担分が、通常の1割から3割に引き上げられます。未納期間が長いほど、この期間も長くなります。

滞納額が大きくなると、まとめて納めるときは負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。



申請はお済みですか？

高額介護サービス費 支給申請



支払った1割の自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。ただし、払い戻しができるのは申請月からさかのぼって2年以内となります。

住民税課税世帯 (下記の区分に該当しない人)	世帯 37,200円/月
住民税非課税世帯	世帯 24,600円/月
<ul style="list-style-type: none"> ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●住民税が世帯非課税で高齢福祉年金を受けている人 	個人 15,000円/月
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	個人 15,000円/月 世帯 15,000円/月

※上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の課税状況などにより判断します。

※同一世帯の中に介護保険サービスを受けている人が複数の場合は、世帯合算ができます。
(例) 夫は介護保険施設に入所し、妻はデイケアを利用中など

●手続きに必要なもの

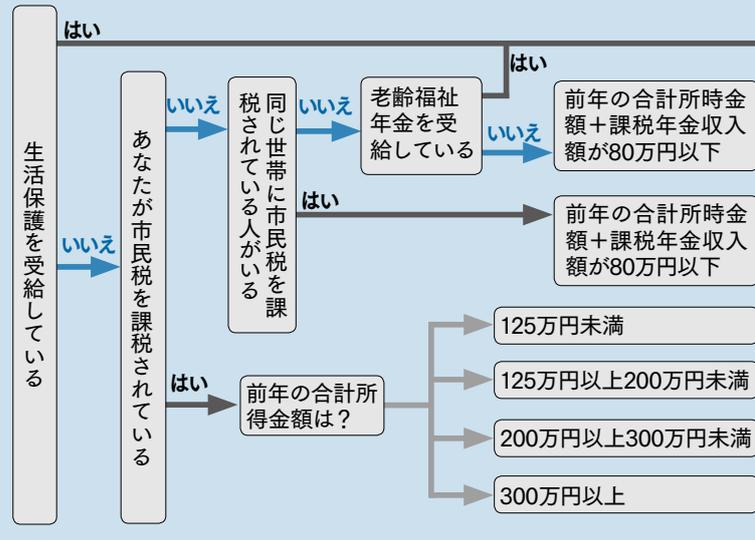
- ①介護保険証 (写しでも可)
- ②印鑑
- ③通帳

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

健康課介護サービス係
(☎ 23・2545)

▷平成23年度65歳以上の人の保険料です。矢印に沿って、「はい」「いいえ」で進んでください。

あなたの保険料段階を
確認しておきましょう



介護保険料

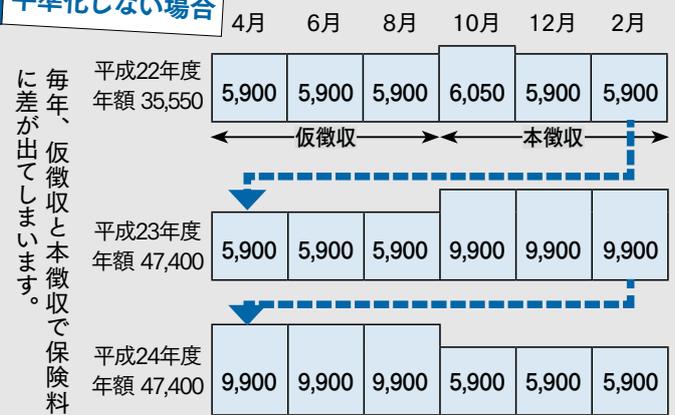
特別徴収の仮徴収額を平準化します

介護保険料の1年間の保険料額ができるだけ均等となるよう8月の徴収額で調整をしています。

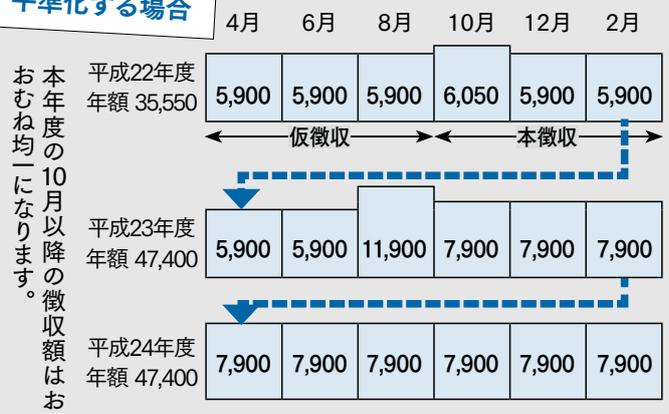
▶**仮徴収**…前年の所得が確定していないため、確定するまでの間、前年度の2月と同じ額を仮に納めていただきます。

▶**本徴収**…確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

平準化しない場合



平準化する場合



※上記のグラフは平成22年度で第3段階の人が平成23年度に第5段階になられた人をモデルにしています。

※平成24年度については保険料の見直しがあるため、保険料額は変わります。

平成23年度

国民健康保険

税のお知らせ

● 国の法改正により、保険税の限度額改定が行われました
● 問い合わせ 市民課国保年金係 (☎23・1116)

平成23年度の保険税について

世帯の保険税は、「医療分」および「後期高齢者支援金分」(以下、「支援分」)の所得割・資産割(医療分のみ)・均等割・平等割の合計で、40歳から64歳の被保険者(介護保険の第2号被保険者)に該当する人がいる世帯はこれに、「介護分」を加えた額となります。 ※下表参照

7月(第1期)にお届けする納税通知書は、平成23年4月から平成24年3月までの1年間の保険税額をお知らせし、7月から3月までの9期(特別徴収の世帯は6期)に分けて納めていただくようお願いいたします。

4月1日から6月30日まで
に異動届(出生・死亡・転入・

転出・社保離脱・社保加入など)を提出された世帯は、その異動届により更正(月割計算)を行った税額となっております。また、7月以降に異動届を提出された世帯は各月おむね8日までの分は当月に、9日以後の届け出分は翌月に保険税額を更正して納付書(口座の人は通知書)を送付します。更正後の納付書が届いたときは、更正前の納付書(同じ納期限のもの)は各自で処分し、更正後の納付書で納めてください。

65歳から74歳の人のみ国民健康保険に加入する世帯主の人へ

国民健康保険税の特別徴収

(年金天引き)について

次の①から③にすべて該当

する国保加入者の納付方法は、普通徴収(納付書または口座振替)から特別徴収(年金受給額からの自動天引き)に変更になります。

今年度初めて特別徴収に該当する納税義務者は、第1期・第2期・第3期(7月・8月・9月)を普通徴収で納付し、第4期〜第9期分の金額を年金支給月(10月・12月・2月)の3回に分けて特別徴収で納付することになります。

昨年からの特別徴収となっていない人は、所得確定前の23年2月に徴収された額と同じ額で仮徴収(4・6・8月)が行われ、前年中の所得確定後に仮徴収分を差し引いた額を3期(10・12・2月)に分けて納税することになります。

◆特別徴収の対象となる人

①〜③のすべてに該当する人

①世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国保加入者全員が65歳から74歳である場合

※世帯主が会社の健康保険や共済組合加入者、後期高齢者医療制度加入者(年度途中で75歳到達による途中加入を含む)の場合は該当しません。

②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合

③国保世帯主が介護保険料の特別徴収(年金天引き)対象者で、国保世帯主の「介護保険料+国保税」合計額が「年金支給額の2分の1」を超えない場合

◎年金天引きの停止を希望される人へ(口座振替の人)

現在すでに国保税が年金天引きの世帯、または10月から納付方法が口座振替から年金天引きに変更となる世帯で、年金天引きの停止を希望される世帯は、市民課国保年金係で納付方法の変更申請をしていただければ、申請月の2か月後以降の年金天引きを停止し、指定口座からの引き落としとなります(ただし、納付方法がこれまで納付書の人は、先に金融機関で国民健康保険税の口座振替の申し込みをしていただく必要があります)。

変更申請は印鑑持参のうえ市役所市民課国保年金係(または各支所国保担当)で7月29日(金)までにお願います。

※申請締切日は10月からの天引きを中止する場合になります。

※特別徴収になる世帯は7月にお送りする納税通知書に特別徴収税額(10月・12月・2月翌4月)が記載されています。

		医療分	介護分	支援分
所得割	(H22年中の所得-33万円) ×	7.2% ア	2.2% オ	2.7% ク
資産割	H23年度固定資産税額 ×	17.0% イ	—	—
均等割	被保険者1人当たり	23,000円 ウ	8,000円 力	7,300円 ケ
平等割	1世帯当たり	22,000円 エ	7,000円 キ	7,000円 コ
限度額		Ⓐ 510,000円	Ⓑ 120,000円	Ⓒ 140,000円

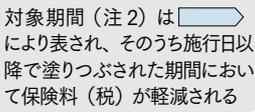
※ア〜ウおよびク・ケの額はすべての被保険者ごとに、オ・カの額は40歳から64歳の被保険者ごとに計算した額の合計額となります。
★40歳から64歳の加入者がいない世帯の最高額……65万円 (Ⓐ + Ⓒ)
★40歳から64歳の被保険者がいる世帯の最高額……77万円 (Ⓐ + Ⓑ + Ⓒ)

平成23年度 国民健康保険税

非自発的失業者にかかる

国民健康保険料(税)軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の給与所得を100分の30として国民健康保険料(税)を算定します。
※ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点までとなります。

離職日	対象期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
H20年度以前	離職日 H 20.4.1 ~ 21.3.30			施行日 H 22.4.1		
	離職日 H21.3.31			22年度末まで		
H21年度	離職日 H21.4.1 ~ H22.3.30			22年度末まで		
	離職日 H22.3.31			23年度末まで		
H22年度以降	離職日 H22.4.1 ~ H23.3.30			23年度末まで		
	対象期間(注2)は  により表され、そのうち施行日以降で塗りつぶされた期間において保険料(税)が軽減される			離職日 H23.3.31	24年度末まで	
				離職日 H23.4.1 ~ H24.3.30		24年度末まで

〈注1〉非自発的失業者＝雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者
〈注2〉対象期間＝離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

●非自発的失業者の軽減

※平成22年4月1日から軽減適用
平成21年3月31日以降に、倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた人は、申請により平成22年度分からの所得割が一部軽減される場合があります

ます。(軽減期間＝1年～2年間)
■対象となる人
離職日の翌日から翌年度末までの期間において、特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)や特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)として求職者給付を受ける人。
※「雇用保険受給資格者証」(ハ

ローワークで発行)の離職理由欄の離職コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人。
※ただし、右記に該当する場合でも、高齢受給資格者証(65歳到達以後の離職)および特例受給資格者(短期雇用特例被保険者の離職)の人は対象となりません。

■軽減期間

離職日(平成21年3月31日以降の離職日)から翌年度末までの期間
※年度途中で会社の健康保険に加入するなど国民健康保険でなくなった場合は終了します。
【例1】▽平成22年3月31日～平成23年3月30日に離職の場合
【例2】▽平成23年3月31日～平成24年3月30日に離職の場合
【例3】▽平成24年3月31日～平成25年3月30日に離職の場合
最大の2年間

【例1】▽平成22年3月31日～平成23年3月30日に離職の場合
【例2】▽平成23年3月31日～平成24年3月30日に離職の場合
【例3】▽平成24年3月31日～平成25年3月30日に離職の場合
最大の2年間

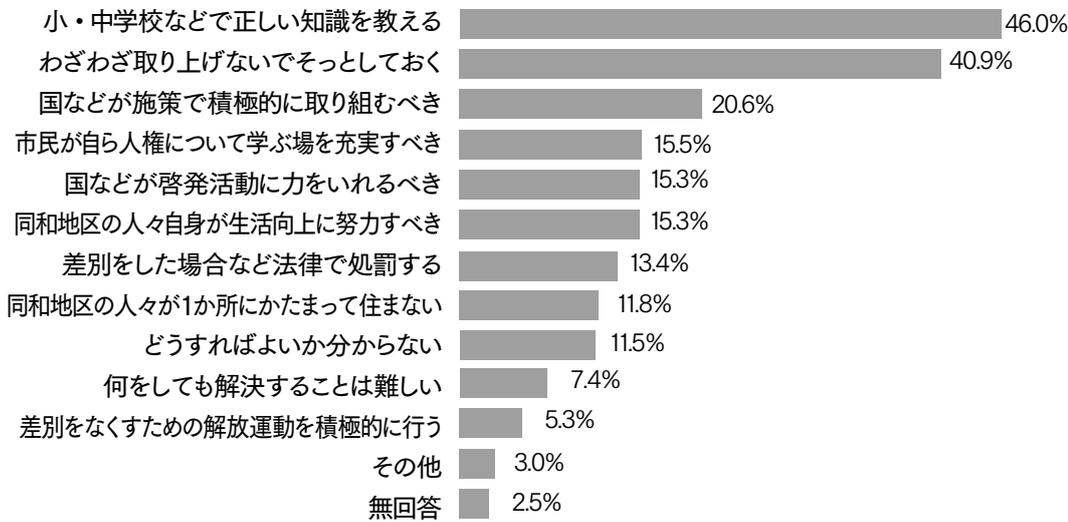
■軽減を受けるためには

「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参のうえ、市民課国保年金係(または各支所の国保担当窓口)で申請してください。
6月までに申請されている場合は、軽減後の額で国民健康保険税の通知を送付しています。7月以降に申請された場合は後日、保険税の変更通知を送付します。
75歳以上の人と同居する国民健康保険加入者の皆さんへ
後期高齢者医療制度創設に伴う軽減措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度(75歳以上の人)へ移行した場合、同一世帯の国保加入者には次のような軽減措置があります。
①すでに軽減措置(5割・2割)を受けている世帯で、世帯構成(世帯主変更等)や世帯の収入が変わらなければ以前と同様の軽減措置を受けることができます(申請不要)。
②国保からの移行により単身となる世帯(例夫75歳以上、妻75歳未満)は、平等割額が半額になります(最大5年間)。
※ただし、年度途中で世帯主が変わった場合はその月から軽減はなくなり、最初に送付した年税額に追加分が発生する場合があります。
そのほか、旧被扶養者(被用者保険加入者本人が後期高齢者となり、その扶養者が国民健康保険に加入する場合)、被災世帯等についても保険税の一部減免制度を設けています。減免を申請する場合は、納期限前7日までに「年度・納期の別および税額・減免を必要とする事由」を記載した申請書にその事由を証明する書類を添えて、市長に提出する必要があります。該当する人は市民課国保年金係にご相談ください。

国民健康保険税の所得割を計算する際に、前年中給与所得を30%とみなして所得割率を乗じます。
例 医療分所得割(4ページ「23年度保険税」税率表のAの欄)の計算
前年中給与所得が150万の場合⇒その30%の45万を給与所得とみなして計算
○軽減なし(前年中給与所得150万-基礎控除33万)
×7.2%(医療分所得割率) = 84,240円
○軽減あり(前年中給与所得45万-基礎控除33万)
×7.2%(医療分所得割率) = 8,640円

市民意識調査から



八女市では、市民を対象とした「人権・同和問題に関する意識調査」(平成22年7月実施※)を行いました。その中の一つに「同和問題解決の方向」(3つを選ぶ)があります。

これを見ると、「学校の人権教育で正しい知識を教える」という意見と「わざわざ取り上げないで、そっとしておいたがよい」という意見が同じ程度あります。この意見について、2人の方に話を伺いました。(※結果のダイジェスト版は広報やめ7月15日号に折りこみ予定)

そっとしておいても 差別はなくならない



西中体育大会(友達同士のふれあいが豊かな感性を育てます)

が、学校で取り上げる「寝た子を起す」教育です。同和問題については、教科書(社会科)にも載せられていますが、実態に応じて、地域教材などを取り入れながら授業を行っています。

家庭・地域と連携して 私たち学校の教師の責任は重いものがあります。その自覚を持つことが重要です。差別について自ら学ぶ意欲や研修が大事です。また、子どもたちの背景には、家庭や地域があります。ともに学ぶ場(研修)もつくっていかねばならないと思います。

身 子どもたちに正しい知識を 近に同和地区があろうとなかろうと、人生の中でいつか出会いがあるものです。その出会いが、家族や親せき・友人など、身近な人からの場合、「げなげな話」など負の印象を持って語られることが多いようです。そしてそれは、心の奥深くに入り込み、なかなかぬぐい去ることができません。そうならないように、子どもたちに正しい知識をきちんと教えていく。これが、

子どもたちに正しい知識を



● 橋爪英典さん(八女市立西中学校長)

「差別の痛みや、相手を思いやる心を育てる」

同時に思いやる心を

でも、正しい知識を教えたから、その子に差別をなくす力が身につくとは言えません。すなわち、差別の痛みや相手を思いやる心などが育っていないとその力にはならないのです。

このために、道徳の時間はもちろん、学校におけるあらゆる活動を通して、その気持ちを沸き立たせていかなければなりません。また、隣保館などを訪問しながら、差別をなくすために取り組んでいる人たちの生の声を聞くのも大切なことだと思っています。

家庭・地域と連携して



●牛島俊明さん
(部落解放同盟立花支部長)

「被害者であるが、加害者であるという考えに立つ」

ムラの中にもそのような声が

白分は、いわゆる同和地区の中で生まれ育ち、今も差別をなくす運動に取り組んでいます。でも、ムラの中にも、「そつとしておいてくれ」という声は多く聞かれます。しかし、それは、今はもう差別はないからでは決してありません。ムラの多くの人は、部落差別を様々な形で経験しています。その多くは、直接、差別を受けるのではなく、間接的なものが多いようです。

例えば、普段の生活の中で、何気ない会話の中で聞く「げな

でも、差別とは周りが作り出した問題であるとはいえず、そのよ

自らも学ぶ努力を

げな話」です。話している人は、感じないかもしれないけど、それを聞くムラの人には、心に突き刺さる言葉になるのです。こんな経験が、あえて矢面に立ちたくない、きつい思いをしたくないという考えが、そつとしておいてということになるのです。

分の生い立ちを卑下しているという手でもありません。自分たちの手で、差別をなくす取り組みをしていかなければなりません。

特にこれからは、自分たちは差別の被害者ではあるが、同時に加害者であるという考えに立つことが大事ではないか。部落差別は受けてきたが、例えば、女性、しょうがい者に対しては加害者ではないのか。その差別心の根っこにあるものは何だろう。こんなことを地区内外を問わず学び合っていくことが大事ではないかと思うのですが。



立花支部解放講座 (毎月1回学習会が開かれています)

「人権のまちづくり 市民の集い」を開催

八 女市では、市民の皆さんに同和問題をはじめ、様々な人権問題を自分の課題とし、解決に向けて一緒に考える場として「人権のまちづくり市民の集い」を開催します。

●八女会場(おりなす八女)
●日時 7月9日(土)13時
●内容 ①ミニコンサート(ポインセチアの皆さんによるコーラス)
②講演「くらしの中の人権を考える」／講師 平沢安政さん(大阪大学大学院人間科学研究科教授)

●黒木会場(黒木開発センター)
●日時 7月23日(土)13時

●内容 ①ミニコンサート(ポインセチアの皆さんによるコーラス)
②講演「新ちゃんのお笑い人権高座」／講師 露の新治さん(落語家)
●立花会場(立花隣保館)
●日時 7月22日(金)19時30分
●内容 講演「部落(ここ)に生まれ、部落(ここ)に生きる」／講師 野中けい子さん(あすなろ解放学級)
問い合わせ 人権・同和政策課 (023-1490)



合同街頭啓発

「同和問題啓発強調月間」と「社会を明るくする運動月間」の合同で関係機関の協力を得て、市内のスーパー等で街頭啓発を行います。◎期日=7月1日(金)



7月は「同和問題啓発強調月間」および「社会を明るくする運動月間」

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪は社会の重大な関心事になっていきます。刑法犯の認知件数は平成14年のピークを過ぎたあと現在は減少傾向にあるものの、その数は依然として高水準で推移しています。特に、一般刑法犯検挙人員中の再犯者

人員および再犯率は、近年増加・上昇傾向にあります。犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。

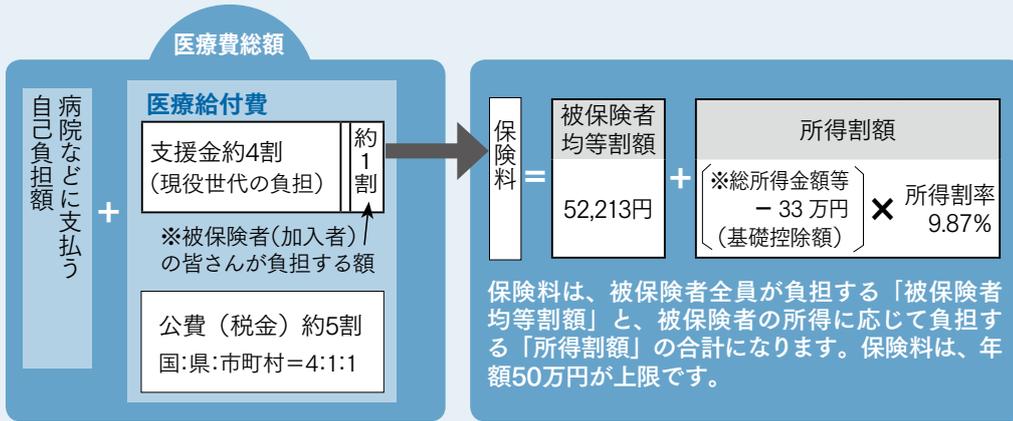
住民の皆様が、少年非行の実態を認識して、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちや非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。

(八女保護区保護司会)

後期高齢者医療制度についてお知らせします

問い合わせ
 ● 八女市役所市民課公費医療係 (☎23・1117)
 ● 福岡県後期高齢者医療広域連合 (☎092651・3111)

保険料の決まり方(計算方法)



保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。保険料は、年額50万円が上限です。

後期高齢者医療制度の保険料について

平成22年中の所得の届け出に基づき、平成23年度の保険料額を決定します。被保険者(加入者)の皆さんへ「平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。保険料は、平成22年中の所得金額と世帯(注1)の状況をもとに算定を行い決定します。

注1) 「世帯」とは、平成23年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外から転入者などはその時点)を基準としています。

保険料について

☆保険料は県内どの地域でも同じ基準で算定されます。☆保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直され、次回は、平成24年度に改定さ

れます。

☆総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入+公的年金等控除」、「給与収入+給与所得控除」、「事業収入+必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。☆公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

保険料の軽減について

均等割額の軽減

平成23年度では、平成22年度の保険料軽減措置(被保険者均等割額の9割、8割、5割、2割軽減)を継続して行います。

注2) 原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8割軽減」となっています。

所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	注3) 同一世帯の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額
9割軽減	5,221円	33万円(基礎控除額)以下で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)
8.5割軽減	7,831円	33万円(基礎控除額) 以下
5割軽減	26,106円	33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数 以下
2割軽減	41,770円	33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数 以下

注3) 軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入+公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

下(公的年金のみの場合)、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減となります。

被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

注4) 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので市民課公費医療係へご相談ください。

予防接種についてのお知らせ

健康課健康推進係 (☎23・1352)

日本脳炎予防接種のお知らせ

日 本脳炎の予防接種については、平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことを受けて予防接種の案内を行っていませんでした。平成23年5月20日付けの予防接種法施行令および定期予防接種実施要領が一部改正されたことに伴い、次の表のとおり定期予防接種として第1期、2期の対象の人は、日本脳炎予防接種を受けられるようになりましたのでご案内します。

		接種間隔	標準的接種年齢	公費でできる年齢
1期	初回	1回	—	※注1 ただし、2期は9歳以上からになります
		2回	1回目終了後6日～28日あける	
	追加	2回目終了後おおむね1年あける	4歳	
2期	1回	—	9歳～10歳	※母子健康手帳の接種履歴を確認し、1期接種が終わっていないお子さまは、残りの1期接種をして2期接種ができます。
		—	—	

※注1

接種のご案内を行っていなかった期間に接種機会を逃した人は、今回のご案内の対象となっていない場合でも以下のとおり接種できます。

平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで、上記1期・2期の接種が終わっていないお子さまは、当分の間20歳未満までの間、接種を受けることができます。

平 成23年5月20日～平成24年3月31日までの間、修学旅行や学校行事の研修旅行等で海外に行く高校2年生相当の年齢の人を対象に公費負担します。なお、この期間に接種した人は高校3年生では接種の必要はありません。

※希望される人は、健康課健康推進係までご連絡ください。

麻しん・風しん予防接種について

高校2年生の接種について

高 校2年生相当の年齢（平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ）の人で本年3月からのワクチンの不足による接種差し控えにより1回目を接種できなかった人は、本年6月10日から順次、接種を再開します。（注：1回目の接種を平成23年9月30日までにした場合、公費接種の対象となります）なお、初回の接種を差し控えられているそのほかの対象の人は、必要な供給量の確保ができた段階で、接種再開についてあらためてお知らせいたします。

8月から後期高齢者医療制度の被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証（水色）は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（薄みどり色）を7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取っていただくことがあります。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証（薄みどり色）を窓口で提示してください。

有効期間は、平成24年7月31日までの1年間となっています。7月31日までに新しい被保険者証（薄みどり色）が届かない場合は、市民課公費医療係までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月まで1年間の自己負担割合の判定を行います。

●自己負担割合（1割・3割）の判定基準について

自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者いずれかの人の市町村民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。ただし、市町村民税課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、市民課公費医療係に申請すれば1割負担となります。

①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合

（次の⑦または⑧に該当）

⑦本人の収入が383万円未満

⑧本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入合計額が520万円未満

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）が8月に更新となります

現在、使用中の減額認定証^{注1}の有効期限は、平成23年7月31日になっています。減額認定証をすでに持っている人で、平成23年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

申請に必要なもの

①印鑑 ②被保険者証 ③その他

注1 同一世帯の全員が市町村民税非課税である人は、入院の際の自己負担限度額や食費・生活費の一部負担金が減額される場合があります。減額認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、市民課公費医療係での申請手続きが必要になります。

注2 収入額などを証明するもの（非課税証明書など）や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

※「寸語」とは徳田秋声の随筆より拝借。「ちょっといい話」という意味です。題字・吉村誠さん

邪馬台国は奥八女にあり

今から一八〇〇年ばかり前に中国で書かれた魏志倭人伝に、邪馬台国や卑弥呼のことが書かれています。中国では日本のことを倭国と呼んでいます。倭国の中に邪馬台国という国があり卑弥呼という女王がいたことが書いてあります。この邪馬台国が日本のどこにあったのかという所在地については九州説や近畿大和説

があり、学者や歴史研究家たちでは論争が続けられ、今なお迷宮入りで解明できておりません。

ところがここに、「発見！卑弥呼の陵墓」という本が出ました。著者は人吉市（熊本県）の吉岡徹雄先生です。吉岡先生は邪馬台国と卑弥呼の陵墓は、八女市の奥八女にありと述べられ驚いたのです。まさか八女市内にあるとは信じがたいことでしたので、早速読んでみました。魏志倭

邪馬台国が八女に

黒木町神露淵の奥にそびえる「姫御前岳」は、卑弥呼の山だった？
「黒木平は？」——邪馬台国の謎にせまります。



人伝の解説と吉岡先生の邪馬台国と卑弥呼の陵墓発見に九州内を探し求められた記録があり、先生は八女市の奥八女に目をつけられたようです。まさか奥八女にと思いつながら読み続けてみますと、次のように書かれています。

北に八女山地、東には津江山山地、そして南を筑肥山地に囲まれ、これらの山塊から発した矢部川水系流域に広がる低地および台地が主要な地形を構成している福岡県八女市黒木町、その南域を占める「黒木平」に接した三山（雌岳、雄岳、姫御前岳）の一角に卑弥呼の陵墓

が存在していたことが明らかになりました。そうすると女王の都した「邪馬台国」中枢部もそこからさほど遠くない、また高さもそれほど違わないような場所にあったはずですよ。

確かめるには発掘調査が

吉岡先生はすっかり奥八女を邪馬台国に見られたようです。奥矢部から日向神、黒木から神露淵と調査をされているようです。特に神露淵では、古老たちの話を聞き神露淵の奥にそびえる姫御前岳に目をつけられたようです。姫御前岳といえは南北朝の動乱期に良成親王の妃が山麓で亡くなられたとの伝説があり、以来この山は姫御前岳といわれているようですが、地元では姫御前岳のことを「ヒメコヤマ」と呼んでいるということが先生の目にとまったようです。先生は『ヒメコヤマ』とは「卑弥呼山」とです」と申されています。ということになれば、姫御前岳は卑弥呼の陵墓が存在していたということですよ。先生はこんな大事な古い伝承も、南北朝の大事業が新たな伝説に入れ替わったと申されているようです。ともかく卑弥呼の陵墓が姫御前岳にあるとなれば女王の都した邪馬台国はそこからさほど遠くない、高さもそれほど違わないような場所にあったはずと黒木平を推定されて次のように述べられています。

「黒木平」の一隅に立った時、この地こそ「魏志倭人伝」にいうところのまさに女王卑弥呼の都す邪馬台国であったことを確信するに至りました。そして同時にそのとおりであると再び理性をもって断定いたしますが、これをして「女王国発見」といってもまた何ら憚るところはありません。

先生が大胆に卑弥呼の陵墓と邪馬台国発見を述べられていることに、私たちは夢のような話でまさか邪馬台国が黒木平にあったとは信じがたいことですが、先生は「十分なる調査をした結果」と申されているようです。しかしこれを確かめる手立ては唯一「発掘調査」以外に残されていませんと述べられました。現状では発掘は認められないので、先生は「例外的に認められるには何をおいても世論の応援が不可欠なのであります」と、この本の結びに書いておられます。

邪馬台国や卑弥呼の話題は瀬高町（みやま市）あたりでも伝えられていますが、八女市の奥八女にあったとはこれこそ私たちには夢のような話です。歴史研究科の吉岡先生が発刊された「発見！卑弥呼の陵墓」の本で、また八女市の話題が生まれ面白いことではないでしょうか。

茶のくに八女の宣伝に、この話題も活用してはいかがですか。

（黒木町文化連盟 吉村 誠）



第20回森の大賞

7月の
横町町家
交流館の
催し

20周年記念作品展

世界愛樹祭コンクール

生活をあたたかく包み込む緑の森や樹木、清らかな水、きれいな空気……。そんな美しい地球を守るため「樹木を愛する」という文化を広め、自然や郷土を愛する豊かな心をもった子どもたちを育成すると共に、みどり豊かな環境づくりをめざして世界愛樹祭コンクールが平成3年度から開催され

ています。コンクールには20年間で6万点を越える作品が寄せられています。今回、八女市横町町家交流館で世界愛樹祭コンクール20周年を記念した作品展を開催します。矢部川景観や入賞作品、海外からの作品、話題の作品など多数展示します。どうぞご覧ください。

●期間 6月28日(火)～7月31日(日)

●会場 問い合わせ 八女市横町町家交流館 (☎233・4311)

上陽祇園祭

7/15
金

●問い合わせ=八女市商工会 上陽支所 (☎54・2851)

★祈願祭=7月15日(金)10時～須賀神社

★おみこし巡幸=15時30分～17時ごろまで幼児・小中学生・商工会青年部・留学生10基・総勢330人が参加します。

《コース》上陽公民館→上陽支所前道路→保健センター前広場→上陽支所前道路→上陽公民館

※子ども法被渡しは14時30分から上陽公民館で行います。

★東日本大震災復興支援チャリティイベント(保健センター前広場)

18:00～オープニング / 18:15 ストリートダンスパフォーマンス / 18:50 東日本大震災支援のチャリティ抽選会 / 19:25～ダンスパフォーマンス / 20:00～陽の上太鼓



7.15
金

納涼花火大会

1,000発の花火

観覧場所 上陽保健センター前広場

※19時30分から花火終了まで大門口柴尾線の一部および国鉄北川内駅前線と堂山1線を交通規制します。※雨天等天候により延期の場合は7月16日(土)

祇園祭(黒木)

《おみこし》
期日 7月20日(水)21日(木)
《黒木納涼花火大会》
期日 7月22日(金)20時
場所 大藤対岸

祇園祭(星野)

こっぱげ面
期日 7月11日(月)午後5時
7月15日(金)1日

矢部川物語

●期日 9月17日(土)
※雨天の場合は9月19日(祝)に延期します。
●場所 宮野公園(べんがら村横)
毎年8月8日に開催していましたが「矢部川物語」(花火大会)は、今年度は9月に開催することになりました。詳細は広報やめ8月1日号でお知らせします。
●問い合わせ 矢部川物語実行委員会事務局(地域支援課 ☎23・1224)

人権擁護委員が表彰されました

平成23年5月26日に開催された福岡県人権擁護委員連合会総会において、多年にわたって人権擁護活動に尽くされた委員が表彰されました。(敬称略)

●全国人権擁護委員連合会長表彰
▽川口 正子(山内)
●福岡県人権擁護委員連合会長表彰
▽樋口 ルリコ(本町)
▽川口 恵(上陽町)

ふるさと支援寄附のお礼(敬称略)

【その他市長が必要と認める特定の事業】
▽山口久仁幸(埼玉県川口市)
5月末現在累計額=1,055万4,354円

キリトリセン

郵便はがき

834-8790

料金受取人払

八女支店
承認
108

差出有効期限
平成24年6月
30日まで

(切手不用)

〈受取人〉

八女市本町647番地

八女市長 行



8348790

7

ご住所		掲載時 (氏名掲載可・匿名希望)
(フリガナ) お名前		
年齢	歳 (性別) 男・女	☎

※紙上匿名を希望する人も、上の欄を必ずご記入ください。
(八女市広報 H23.7)

キリトリセン

市民の 声 voice

皆さんからの写真、イラスト、詩、俳句、
身辺雑記、市へのご意見や質問などの
投稿をお待ちしています。

以前のように公民館で投票を

合併前は、地区の公民館で投票することができました。高齢者が多い地域なので、公民館までは運動のつもりで歩いて投票していました。けれども今のよう
に学校まででは行けないと言って、棄権する人が目立ちます。以前のように公民館で投票できたら、高齢者の励みになると思います。(80代・女性)

合併後、投票所が遠くなりましてご不便をおかけしております。投票所の数

八女紫苑会

所在なきひと日卯の花腐しかな 中川原篤子
母の日や苦勞話は聞かぬまゝ、 松崎 伸子
名利に復興祈願や風薫る 松延みさと
新茶波み開祖の遺徳忍びけり 井上トシ子
葉桜にはずむ部活の声高し 牛島 景子
新装のおりなす館 春の風 田中サトリ
蝸蝸騒ぐさながら黒き泥の渦 堤 多鶴子

については昨年の合併の際、平成18年の八女市・上陽町合併時に上陽町の投票所を統廃合したことから、関係市町村の協議を経て決定されたもので、今後投票所を元の数に戻すことは考えておりません。

しかしながら、投票所が遠くなり不便になったのご意見はほかの方からもちたいておりますので、例えば投票日に乗合タクシーを運行した場合、どの程度の利用が見込まれるのか、あるいはほかの良い方法がないかなど調査したいと考えています。ちなみに選挙告示の翌日から投票日前日まで、本庁および各支所で朝8時30分から夜8時まで期日前投票を受け付けています。こちらでも利用くださるようお願いいたします。(総務課)

親切にいただきました

先日、桜がきれいな時季にウォーキング大好きな妹夫婦4人でグリーンピア八女に連泊しました。しいたけ畑、お茶畑、林道を過ぎると「ここはどこ？」と4人で立ち止まっている所にバイクで通りかかった男の人が車に乗り換えて来ていただき、グリーンピア八女近くまで乗せていただきました。名前を尋ねましたが帰られましたので、このお礼を申し上げたくて筆をとりました。本当にありがとうございました。グリーンピア八女大好きです。(福岡市南区・二組の夫婦)

お手紙ありがとうございました。す

キリトリセン
(八女市広報H 23.7)

あなたの声を届けてください!

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてください。
意見・提案・苦言・提言、どんなことでも結構です。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容については実現に向けて努力してまいります。

キリトリセン

◎あなたの声をお待ちしています

市政に対するご意見や苦情、疑問など、あなたの「声」をお待ちしています。はがきやファクス、本庁および各支所に設置している市政目安箱などを利用してお寄せください。お寄せいただいたご意見は、紙面で紹介させていただきます。

また、建設的なご意見やご提案については、市長や担当課などから直接ご本人へ回答もしていますので、住所・氏名・電話番号等の記入をお願いいたします。

なお、無責任な誹謗・中傷と思われる意見書・提案書については対応しかねますのでご了承ください。

(八女市長 三田村統之)

写真やイラスト・絵画・短歌・俳句など、何でも結構です。

●市長室直通ファクスも無料でご利用いただけます。
0120・24・4554 (フリーダイヤル)
問い合わせ=市長公室秘書広報係 (☎23・1110)



歌やピアノ、オーケストラなどのびややかで濁りのない音が聞けます。スピーカー中央に蒔絵を施したらどうかとも考案中。

漆塗りの技術をスピーカーに
八女福島の白壁の町並みで仏壇屋を営む城後さん。漆塗りの技術を使って、オーディオスピーカーを開発しました。わずか30センチ四方のコンパクトサイズでありながら、「まるでコンサートホールにいるような音」と評判です。

漆塗りの技術をスピーカーに

城後 好孝さん (東矢原町)

スピーカーを通し
職人の技を伝えたい



伝統は『守・破・離』。基本をしっかり守る一方で、それを応用し、現代に合うような新たなものを作り出してゆく。仏壇もスピーカーも自分の作ったものに対する愛情は変わりません。

よりなめらかなになることを思いつきました。

八女福島仏壇は国の伝統的工芸品に指定され、木地・宮殿・彫刻・金具・塗り・蒔絵・組み立てなど、それぞれの職人が分業により作り上げていきます。しかし近年、生活様式の変化や外国製の安い仏壇に押されるなどの状況で、苦境に立つ職人の新たな仕事づくりにも役立てられないかと考えています。

「仏壇もスピーカーも、共通するのは『癒し』。スピーカーは音を聞いた人がほとんど動いてくれており、音楽の力は本当に大きいと思います。職人の技術は長い年月をかけて磨き上げてゆくものであり、地道に伝えていくもの。このスピーカーが八女福島の仏壇の技術や、八女のまちなみの手仕事が見直されるきっかけとなればうれしいですね」

7月 図書館の休館日

《本館の休館日》※月曜、最終金曜日
4月、11月、25月、29月(金)
※は館内整理日

《上陽、立花、矢部・星野分館の休館日》
※月曜および祝・休日、最終金曜日
4月、11月、18月、25月、29月(金)

《黒木分館の休館日》
※火曜および祝・休日、最終金曜日
5月、12月、18月、19月、26月、29月(金)

7月のよみきかせ

絵本や紙芝居など親子でお楽しみください。

- 本館 2日、9日、16日、23日、30日※いずれも土曜日 14時～おはなしコーナー
- 黒木分館 9日(土) 14時～おはなしコーナー

7月のあかちゃんよみきかせ

0歳～2歳児対象によみきかせやわらべうたなど。

- 本館 20日(水) 11時～おはなしコーナー
- 黒木分館 28日(木) 11時～おはなしコーナー

7月の図書館だより

八女市立図書館(本館) ☎22・2504
※本館の開館時間＝平日 10時～20時
土日祝 10時～18時

上陽分館 ☎54・3131 矢部分館 ☎47・2258
黒木分館 ☎42・0400 星野分館 ☎52・3120
立花分館 ☎37・1522
※分館の開館時間＝9時～17時30分

ホームページ www.library.yame.fukuoka.jp

- ★七夕おはなし会
ようこそ小さなおはなしの世界へ
おはなしボランティアの皆さんによる手づくりのあったかいおはなし会です。皆さんの参加をお待ちしています。
- 期日 7月18日(祝) 10時30分
- 会場 ゆめみらい図書館(黒木分館)
- ★わくわく映画会
映画(16ミリ)を観ておわくわくしよう！内容は当日のお・た・の・し・み！(申し込み不要)
- 期日 7月31日(日)、8月21日(日)、いずれも14時
- 会場 八女文化会館2階研修室
- ★石ころアートにちようせん！
●期日 8月28日(日) 14時
- 会場 八女市立図書館本館

- 申し込み 7月15日から電話もしくは図書館カウンターで受け付けます。
- 定員 10人
- ※定員になりしだい締め切ります。
- ★自由研究おたすけ隊
あなたの自由研究をサポートします。自由研究のアイデアと本を紹介しますので、お気軽にお尋ねください。

折鶴に★願いをこめて

市民の皆様へ折鶴を折っていただき、星野村「平和の塔」に平和の祈りとして捧げますので、ご協力をお願いします。図書館のカウンターに準備しています。

天神まで
わずか
48分!



高速バスで 天神へ行こう

7月から、天神・博多駅行き高速バスが八女インターに停車します。

7 月1日から天神・博多駅行きの高速度バスが、八女インターバス停に停車します。

これまで八女インターバス停から福岡方面には、1日20便の福岡空港行きしかありませんでしたが、天神・博多駅行きの高速度バスが31・5往復（平日⇨福岡向き30便、熊本向き33便、土日祝⇨福岡向き31便、熊本向き32便）停車することとなり、八女・福岡市間へのアクセスが格段に便利になります。福岡天神までの所要時間はわずか48分。博多駅へも最速62分となり、福岡都市圏が一気に通勤通学可能なエリアになりました。

天神までの料金は、大人片道普通運賃1450円のほか、1か月45000円からの『ひのくに号定期券』など、お得な乗車券も揃えています。ぜひご利用ください。このたびの改

正では、福岡方面への利便性向上はもちろん、熊本方面への便数も2倍以上になっています。

また、宮崎や延岡、大牟田・荒尾への直通便もこれまでと同様に運行しています。なお、佐賀、佐世保、長崎、湯布院、別府、大分方面へのお出かけも高速基山で乗り換えることで、天神への移動ロスを約1時間以上軽減できる利用方法もあります。お出かけの際は、ぜひ、八女インターバス停から、西鉄高速バスをご利用ください。

詳しくは、西鉄お客さまセンターへお問い合わせください。

西鉄お客さまセンター ※6時〜24時
☎0570-0001010

八女市民会館

「おひなす八女」開館記念事業 実行委員を募集します。

おひなす八女では多くの市民の皆さんが参加し、創り上げていく開館記念事業とするため実行委員会を設立しました。そこで実行委員会では、平成23年度にすでに予定している開館記念事業および自主企画事業の企画や準備、当日の運営などの業務を担当していただく実行委員会メンバーを市民の皆さんから広く募集しています。

▽実行委員会メンバー募集要領
▽自主事業の企画から、開館記念事業の開催日に運営サポートとして活動できる人。
▽年齢18歳以上で八女市内に在

住・在学・在勤の人、または八女市内に所属する団体。

♪応募方法 氏名、もしくは団体名、年齢、住所、電話番号（連絡先）を記入の上、ファクスにてお申し込みください。または、電話にてご応募いただくか、おひなす八女事務室へ直接書類をお持ちください。※応募書類は自由形式とします。

♪応募先 ⇨ 〒834-0031 八女市本町602-1 おひなす八女事務室内「おひなす八女開館記念事業実行委員会事務局」(☎22・5332/☎23・2199)

♪おひなす八女のイベント情報♪

日時/イベント名	内容	入場料
8/13(土) 14時～ アクロス弦楽 合奏団	アクロス福岡のオリジナル合奏団の演奏会	一般2,000円 学生1,000円 ※全席指定
8/21(日) 14時～ アクロス・レイン ボーコンサート	親子で楽しむ「ピアノ五重奏」 ジブリの曲や知っている曲がもりだくさん	入場料無料 ※全席自由
12/4(日)未定 神戸女学院 音楽学部コン サート	神戸からの音楽のプレゼント。世界のピアノの聴き比べ!	1,000円予定
12/11(日)18時～ アクロス・レイン ボーコンサート	和洋楽器で奏でるクリスマスソング	入場料無料 ※全席自由
3/4(日)未定 宝くじおしゃべり 音楽館～想 い出のスクリーン ミュージック～	清水ミチコの司会進行で小原孝と東京ニューシティ管弦楽団が演奏、名画に使用されたテーマ曲、挿入曲、クラシックの名曲を披露。	一般2,500円 学生1,500円 ※全席指定

プレミアム付商品券 「はちひめ商品券」を 発行します

1万1千円分の商品券を1万円で販売!

※売り切れた時点で終了となりますので、お早めにお買い求めください。

- 販売開始日 7月9日(土)
- ※7月10日(日)も販売します。
- ※7月10日(日)以降は平日販売のみとなります。
- 販売場所 八女商工会議所
- 販売時間 10時～17時
- 販売総額 1億7千万円
- 販売金額 1冊、1万円
- ※1冊は額面5000円の券を22枚つづり、そのうち大型店でも使える券が9枚となります。
- 購入限度 1人5冊(5万円)まで
- 取扱店 旧八女市内の取扱店で使用できます。
- 問い合わせ 八女商工会議所 (022・5161)

高齢者の交通死亡事故 が多発しています!

5月31日現在、福岡県内で28人の高齢者が交通事故死を遂げており、全死者数に占める高齢者の死者数は4割以上を占め最多となっています。

特に、高齢歩行者が道路横断中の死亡事故が多発しており、横断歩道外や赤信号、夕暮れや夜間の時間帯での横断中の事故が多くなっています。また、高齢運転者が第一当事者となる死亡事故も増加しており、交差点での右左折時や安全運転の不確実が原因となっています。

▶高齢死者の内訳

① 歩行中	17人
② 自転車乗車中	3人
③ 二輪車運転中	5人
④ 四輪車運転中	2人
⑤ 四輪車同乗中	1人

▶歩行中の内訳

道路横断中	16人
-------	-----

(5月31日現在)

高齢者の皆さんへ

歩行者・自転車の人は

- ▽日ごろから明るい服を着用し、さらに反射材を身につけましょう。
- ▽横断するときは左右の安全を十分に確認し横断歩道を渡りましょう。
- ▽見通しの悪い場所、車の直前や通過直後の横断はやめましょう。

車やバイクを運転する人は
▽交差点は人も車も多く、危険がいっぱいです。慌てず確実に安全運転しましょう。

ドライバーの皆さんへ

- ▽夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- ▽右左折時は横断歩道を通行中の歩行者等に注意しましょう。
- ▽高齢歩行者の安全な歩行や横断をサポートするやさしい運転に心がけましょう。
- ▽高齢運転者標識を表示している車に対しては幅寄せや割り込みをしてはいけません。

夏の交通安全県民運動 7月10日(日)～19日(火)

重点項目

▶飲酒運転を撲滅しよう

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転の撲滅に向けた意識づくりに努めましょう。



▶子どもと高齢者の交通事故を防止しよう



身近に起きた交通事故などについて家族で話し合い、家族全員で交通ルールの順守に努めましょう。

携帯電話版ホームページ

<http://kyuden.jp>



2次元コード

パソコン版ホームページ

<http://www.kyuden.co.jp>

■携帯メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。



ずっと先まで、明るくしたい。

九州電力 からのお知らせ



■台風時の停電情報をチェック!

台風による停電時には、電話がつながりにくくなる場合があります。停電情報は左記のホームページでもご確認ください。

※台風等非常災害以外の突発的な停電に際しましては、停電情報はご確認いただけません。

■停電への備え

停電時に必要なもの(例)

- 携帯ラジオ □ 懐中電灯
- 飲料水 □ 携帯電話の充電器(電池式)
- 乾電池 □ ため水(生活用水)

なお、強風で飛ばされるおそれがあるものは、あらかじめしっかりと固定しましょう。

■災害が起きたら

もし、切れた電線を見たら?

切れた電線を見つけたら、危険ですので絶対に触らずにお近くの九州電力へご連絡ください。

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日。更新の手続きが必要ですよ。

「限度額適用認定証」の更新

案内通知を送りますので、更新の手続きをしてください。(※この認定証は入院するときだけ必要になります。入院の際に提示すると、自己負担の限度額までの請求になります。)

- 期間 7月20日(水)～29日(金)
- 場所 市民課国保年金係または各支所の国保窓口
- 持ってくるもの

- ① 国民健康保険証
- ② 限度額適用認定証
- ③ 限度額適用・標準負担額減額認定証

④ 世帯主の認め印

《70歳以上75歳未満の人》

- ① 国民健康保険証
- ② 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ③ 世帯主の認め印

重度障害者医療証をお持ちの人で住民税非課税の世帯に属する人は、医療機関で認定証を提示すると、入院の場合に自己負担日額500円が300円に減額されます。

★右記認定証をお持ちでなく、今後入院予定のある人は、事前に国保担当窓口までご相談ください。

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

国民健康保険加入者で、70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度加入者は除く)は、7月31日で右記受給者証の有効期限が切れまします。7月中に新しい受給者証を送付します。

● 問い合わせ 市民課国保年金係 (023-111-16) 黒木総合支所市民生活課国保年金係 (042-1463)

みんなの国民年金

国民年金保険料を納めるのがちょっとムズカシイ... そんなときには未納のままにせず、保険料免除制度や猶予制度のご利用を

国民年金保険料の免除制度・若年者納付猶予制度のお知らせ

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して認められれば、保険料の納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態が障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますのでご注意ください。なお、保険料の免除には、本人、配偶者、世帯主の所得基準が定められており、基準を満たさない場合は免除を受けることができません。また市県民税の申告をしていない人は、所得の審査ができないため申請されても免除承認されません。申告をしたうえで申請ください。免除や猶予の種類は次のとおりです。

■全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。この期間は、将来受け取る

年金額が、全額納付した場合の2分の1として計算されます。

■一部納付(免除)制度

「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」があります。いずれも申請が必要です。この期間は、将来受け取る年金額が、それぞれ全額納付した場合の8分の7、8分の6、8分の5として計算されます。

■若年者納付猶予制度

保険料の免除は、申請者本人のほか配偶者や世帯主の所得も審査の対象となります。そのため一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、免除制度を利用することができません。そこで20歳代で保険料の納付が困難な人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いにする制度があります。この場合、所得の審査は本人と配偶者のみで行います。

猶予された期間は、将来年金を受け取る際の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

■将来の年金受給額を確保するために

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べて受け取る年金額が少なくなりま

す。このため、これらの期間については10年以内であれば保険料の追納(後払い)ができるようになっていきます。※保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■手続き(申請)について

市民課国保年金係の窓口で申請をしてください。申請に必要な書類は次のとおりです。

- 国民年金手帳または基礎年金番号通知書
- 認め印
- 退職(失業)した人が申請を行うときには、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票など
- ※平成23年1月1日現在八女市に住んでいなかった人は、平成23

年1月1日に住んでいた住所地での所得証明が必要になります。

■申請は7月から

国民年金の免除などの承認期間は7月から翌年6月までです。平成23年度の免除申請は7月1日から受け付けます。

※平成22年度(平成22年7月から平成23年6月まで)の免除などの申請は平成23年7月中までとなっています。申請がお済みでない人はお急ぎください。

問い合わせ 市民課国保年金係 (023-111-16) 各支所の国民年金担当窓口

年金相談

月に一度、久留米年金事務所職員が八女商工会議所で個別に年金相談に応じます。相談をご希望する人は、前日まで同事務所へ予約してください。お越しの際は、年金証書、身分証明書等を持参ください。

- 相談日 7月20日(水)・8月17日(水)
- 時間 10時～12時、13時～15時
- 場所 八女商工会議所
- 申し込み・問い合わせ 同事務所 (0942-336192)
- ※年金の受給や請求についてのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」でも受け付けています。

0570・05・1165
03・6700・1165

三河小学校

八女市酒井田486番地1 (☎22・5001)

●校長・堤 豊 ●職員数 19人 ●学級数6 ●児童数 171人



きめ細かな少人数指導



なわとび大会の様子

- ▽三河小学校は、八女市南西部に位置し、北に花宗川、南には矢部川が流れています。明治6年に開校し、130年以上の歴史があります。平成22年度に、北校舎の大規模改造工事があり、さらにすばらしい環境が整いました。
- ★三河小学校教育目標
知性に富み
未来を拓くたくましい力と
自ら学ぶ意欲を持ち
郷土を愛し続ける
子どもの育成
- ★本年度はこんな子どもの育成をめざしています
●自分の考えを言葉で表現できる子どもの育成
●掃除に打ち込み、やり抜く子どもの育成
- ★めざす子どもの育成への取り組み
●確かな学力の育成
▽国語タイム・算数タイム・学力タイムで基礎学力の充実
- ▽全学級での小人数指導で、きめ細かな学習指導
●豊かな心の育成
▽読書タイムで豊かな創造力と集中力育成
▽「床の輝きは心の輝き」のスローガンで掃除の徹底
●健やかな身体力の育成
▽スポーツタイムでやる気わりわり体力向上
▽外遊びの奨励
- ★主な学校行事
●「ゴーゴーファイト三河っ子赤白ともに最後まで」のスローガンで子どもが創る運動会
●練習の成果を確かめる水泳記録会
●学習参観や親子活動などを実施する日曜学級
●最後までやり抜く強い心を育てる持久走大会となわとび大会
●一年間の学習の成果を発表する学習発表会

平成23年度

「八女市未来づくり協議会」開催

発足して1年を迎える未来づくり協議会の委員会（総会）が5月17日(火)、八女市社会福祉会館大会議室で開催されました。同協議会を構成する21のまちづくり協議会から委員2人の出席により、本年の活動計画を含む次の事項を協議し、承認されました。

●役員体制（敬称略）

会 長	草場雄二郎	黒木
副 会 長	鹿野 元介	八女
〃	福原 信彬	立花
〃	小川 健之	上陽
〃	田島富士雄	矢部
〃	林田 典人	星野



会長 草場雄二郎

今後の重点活動

- 1 地域振興計画の策定推進
- 2 まちづくり協議会の事務局体制の強化
- 3 女性団体および女性リーダーの育成

おもな事業計画

- 1 地域振興計画策定セミナーへの参加
- 2 地域づくり実践発表会の開催
- 3 組織づくり研修会の開催
- 4 まちづくり研修会の開催

未来づくり協議会終了後、市執行部との懇談会が開催されました。同協議会委員42人と市長、両副市長の出席のもと、次の事項について意見が交わされました。

- ① 23年度新設「地域づくり提案事業」の概要について
- ② 市長との地域懇話会の開催について（7月5日～8月11日）
- ③ イノシシ処理施設について

いよいよ夏本番！

八女消防本部 (☎24・0119)

いよいよ夏本番。プールや川での水泳・水遊びと「楽しい水の季節」です。しかし、その反面、水の事故が多くなることを忘れてはいけません。

楽しい水のシーズンが一変、悲しい水のシーズンにならないことを願って、次のことを守りましょう。

- ▽池や川岸の草のおい茂っているところには、特に川の増水時には近寄らない。
- ▽水泳前には、準備運動をしっかりと

する。

▽気象状況に注意を払い、天候の悪い時には、水辺で遊んだり泳いだりするのは中止する。

▽友だちがおぼれたら、子どもたちだけで助けようとしな

いで、大きな声で大人の人を呼ぶ。

▽乳幼児は、家庭用ビニールプールなどの浅い場所でもおぼれることがあるため、お子さんから目を離さない。

▽体調の悪い時・飲酒後の遊泳は避ける。



8人の女性が八女を語る 茶のくに自慢もてなし暖議

新八女市が誕生したのを機に始まり、2回目となる「茶のくに自慢もてなし暖議」が5月29日(日)、星野村のそよかぜで行われました。

コーディネーターに森の新聞社の森千鶴子さんを迎えて、八女、上陽、黒木、立花、矢部、星野と茶のくに研究所からそれぞれ農産物直販所を仲間と経営したり、農産物加工品を作ったりしている7人が、まず自身の活動の様子や考えていることなどを話しました。その後意見交換。「八女と奥八女は違う魅力があり、違う魅力があることで成り立つ。連携したイベントなどできれば



ひるごはんを食べる参加者

もっと奥が深く、楽しめるのでは。そのためにも私たち自身の手を取り合っていくことが大切。「日帰りだけでは八女の魅力は伝わりにくい。そのためにも廃校などを利用した宿泊施設があれば八女の魅力を十分知ってもらえるのでは。「みんなの思いは一緒。これから八女一体となって盛り上げていきたい」。8人の女性の八女を愛する温かい気持ちあふれる暖議となりました。会場では、星野村おばさんスタースの皆さんによる八女のひるごはんが出され、約150人が山菜など昔ながらの八女の味を堪能しました。



どんなおもてなしをしていきたいか一言で表現

「八女提灯」の提灯作りが最盛期を迎えました

国指定伝統的工芸品の「八女提灯」の提灯作りが最盛期を迎えました。八女提灯は生産量日本一を誇ります。提灯の製造工程は、火袋の製作、絵付け、木地づくり、漆塗り、蒔絵の製作、仕上げと大きく6つに分かれており、それぞれが一つの業種として独立しています。製造工程の完成品が集まるマル正伊藤本店では6月15日(水)、仕上げの作業に追われていました。作業は8月まで続き、全国に出荷されます。



仕上げの工程



絵付けの工程

梅雨時の災害に備えて 西八女支部水防訓練



土のうを積み上げていきました

広川町消防団(西八女支部水防訓練)の水防訓練が行われ、総勢222人が参加しました。

この訓練は、梅雨や台風時の大雨で水害が出ることを想定した防災訓練で、災害時によく用いられる改良積み土のう工法・シート張り工法・釜段工法の3種の水防工法を実際に体験して学ぶものです。朝から降り続いた雨で、びしょぬれになつて作業する消防団員の姿は、実際の災害現場をほうふつとさせるものとなりました。

立花町の千間土居公園で6月5日(日)、福岡県消防協会西八女支部(八女市・八女市立花

山里に歌声響く

第28回八女茶山唄日本一大会が6月5日(日)、黒木体育館で行われ、3歳から91歳までの総勢218人が自慢ののどを競い合いました。少年少女の部を除く4部門の優勝者で競うグランプリには青年の部優勝の山内美紀さん(大野城市)が選ばれました。

各部優勝者

少年少女の部

小森晴加(黒木町)

青年の部

山内美紀(大野城市)

壮年の部

中山初女(熊本県大津町)

高年の部

渡邊ハツ子(大分県竹田市)

寿年の部

矢野頼子(熊本県大津町)



グランプリに輝いた山内美紀さん

韓国との交流10周年

星野村の茶道団体「朝霧会」と韓国光州市の茶文化団体「雲林茶会」との茶文化交流が10周年を迎え、4月29日(祝)に10周年記念の韓日茶文化交流会が行われました。「朝霧会」は星野村の茶道五流派で構成された茶に関する文化活動を行っている団体です。「雲林茶会」の金英淑会長が、星野村の環境や朝霧会の活動内容に興味をもたれたことから交流が始まり、両国間を行き来しながら親交を深めてきました。

この日は、韓国から6人が訪問。茶の木の記念植樹、朝霧会のお点前で茶席を楽しむなど和やかな交流会となりました。朝霧会の村上喜美子会長は「一緒に茶の木を植えたことで、また来ていただく足がかりができた。今後も交流を深めていけるよう茶の木は大切に育てていきたい」と話しました。



茶席が用意され、茶を味わいました

旧隈本家住宅

福岡県有形文化財に指定

黒木町の「学びの館」敷地内にある旧隈本家住宅が、近世末から近代にかけての代表的な村方の建造物として、平成23年3月に福岡県有形文化財(建造物)の指定を受けました。



入母屋造りの重厚な旧隈本家住宅

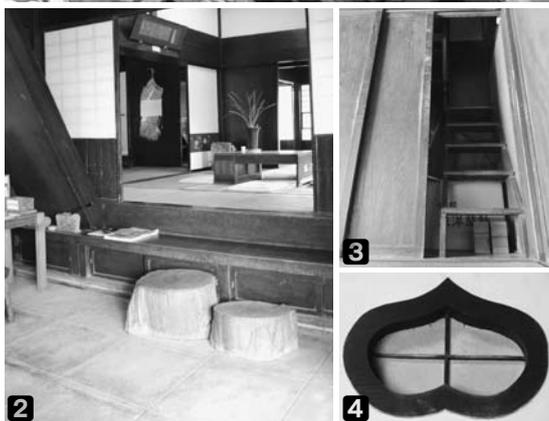
旧隈本家住宅は、明治2(1869)年に旧上妻郡八幡村新庄(現・八女市)の隈本家から同郡今村(現・八女市黒木町)に分家した初代隈本儀三郎によって明治16(1883)年に建築された民家です。建物は、上井手用水沿いに屋敷を構え、玉石積上に生け垣を巡らせ南に向いてかぎ屋の主屋が建ちます。平成2年7月に当時の黒木町が譲り受け、保存修理工事を経て平成4年4月に「学びの館」として開館し、一般公開されてきました。

今回の指定は、矢部川支流を起点とする上井手用水沿いの景観を構成する重要な建造物であり、明治前期の地主農家を代表する大規模住宅として認められたものです。重厚な外観の主屋は、土間を有する居室部分と座敷を中心とした接客部分の部屋割り、それぞれの部屋に見られる丁寧な造作と簡素な意匠、建物全体の構造など明治期の農家建築として完成度が高く、土間から座敷にいたる建物内

部は、めりはりの利いた空間構成を特徴とします。さらに、防火用水を兼ねた泉水や敷地周りの石垣などは当時の土木技術の高さを物語っており、主屋と一体となった工作物も評価されました。

学びの館管理人の和田重俊さんは、隈本家の4代目にあたる隈本孝夫さんと同級生。「小さいころはこの近所の子どもたちの遊び場で、家の中を走り回って遊んでいた」と懐かしそうに振り返りました。今回の指定について「農家建築を代表する旧隈本家住宅と国の重要伝統的建造物群保存地区の拠点施設である旧松木家住宅の双方がこの黒木に残っていることは本当に貴重なこと。建物だけでなく石垣や、防火用水を兼ねて上井手用水とつながる泉水など、またまって高い評価を受けたことがうれしい」と喜びを語りました。

●問い合わせ 学びの館 ☎42・1982
●開館時間 9時〜17時 ●休館日 毎週月曜



1 杉と松で組み上げられた屋根裏の小屋組み 2 玄関から見た客間 3 普段は引き戸に隠れている2階の部屋 4 と続く隠し階段 5 明かり窓 6 矢部川の転石を巧みに積み上げた玉石垣

お知らせ



共生の森「七夕まつり」

- 日時 7月31日(日)10時～13時
- 場所 共生の森
- 内容 竹の遊び(竹とんぼ・水鉄砲等)、紙の遊び(折り紙や新聞紙等)、バザー(じゃがいもまんじゅう・かき氷等)
- ※新1年生の七夕きごう(要申し込み、先着50人、表装紙代約800円)
- 問い合わせ 多世代交流館「共生の森」(☎22・2257)

第14回ブラックバス釣り大会

- 犬山漁業協同組合主催。参加費無料でどなたでも参加できますが、小学3年生以下は保護者の付き添いが必要です。アユのつかみ取り大会も行い、先着150人にはおにぎりやアユの塩焼などの昼食を用意します。
- 期日 7月24日(日)、当日朝6時から8時まで参加受付
- 場所 犬山ダム(黒木町)
- 問い合わせ 黒木総合支所林政課(☎42・1116)

健康ウォーク

- 早期グリーンピアウォーク。雨天決行、申込不要
- 日時 7月10日(日)、八女伝統工館を7時30分に出発
- 参加費 100円(保険料)、会員無料
- 問い合わせ 八女まごう会鶴さん(☎090・3326・3133)

映画を楽しむ八女・筑後の会

- 第1回目は、「アンダンテ」稲の旋律」を上映します。
- 日程(場所) 7月15日(金)19時(サザンクス筑後)
- 7月16日(土)14時(黒木開発センター) 19時(立花市民センター) 7月17日(日)10時30分(星野そよかぜ) 7月23日(土)14時、19時(おりなす八女) 7月24日(日)10時30分(矢部公民館) 16時(上陽農業活性化センター)
- 入場料 一般大人1200円、中学生800円 ※会員は月300円で年4回上映会参加
- 問い合わせ 同会玉城さん(☎22・7352)

夏期巡回ラジオ体操

- 筑後市に「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」(6時30分～6時40分NHKラジオ

第1で全国放送)がやってきます。参加無料、記念品あり。

- 日時 7月22日(金)6時～6時40分(5時30分開場) ※混雑しますので早めにご来場ください。
- 場所 県営筑後広域公園多目的広場(雨天時は体育館)
- 問い合わせ 筑後市社会教育課(☎0942・53・4111)

図書館フェア

- 日時 7月17日(日)10時～15時
- 場所 九州大谷短期大学図書館(筑後市蔵敷)
- 内容 読み聞かせ、パネルシアター、しおり作りなど
- 問い合わせ 同館(☎0942・53・9893)

うつの家族のついで

- 同じ病気の人を持つ家族同士で集まり、日ごろの不安や不満をおしゃべりしてみませんか。費用無料、要申し込み。
- 日時 奇数月の第4木曜日、14時～15時30分(7月は28日)
- 会場 県南筑後保健福祉環境事務所分庁舎(八女総合庁舎)
- 申し込み 県南筑後保健福祉環境事務所
- 日時 7月8日(金)15時30分

寄宿舎夏まつり

- 日時 7月8日(金)15時30分

▼地域包括支援センター 介護支援専門員

- 募集人員=1人
- 提出書類=申込書(八女市地域包括支援センターに準備)
- 資格証明書類(写)
- 選考日=7月23日(土)
- 選考方法=書類審査および面接・作文
- 申込期間=7月4日(月)～7月15日(金)
- 申し込み・問い合わせ=健康課地域包括支援係(☎23・1203)

市の嘱託職員を募集します

- 場所 県立筑後特別支援学校寄宿舎前庭(雨天時体育館)
- 内容 模擬店めぐり、おみこし担ぎ、太鼓、抽選会など
- 問い合わせ 同校寄宿舎(☎0942・53・0591)

立花町ニュースポーツ教室

だれもが気楽に楽しめるニュースポーツ教室です。室内用運動靴をお持ちください。

- 種目 フアミリーバトミントン、囲碁ボール、ペタンクなど
- 日時 7月21日(木)8月18日(木)20時 ※参加費200円
- 会場 立花体育館
- 問い合わせ 白木郵便局熊手さん(☎35・0042)

小学生水泳教室

水が苦手な人やもつと上手になりたい人、インストラクターが丁寧に指導します。

- 日時 7月26日(火)・27日(水)・28日(木)・29日(金)・8月2日(火)・3日(水)・4日(木)(計7日間) 17時～19時



古文書講座

- 日時 8月20日～12月の毎月第1・3土曜日14時～15時30分 ※初回8月20日(土)
- 定員 先着20人
- 会場 おりなす八女研修棟
- 申し込み 7月22日(金)までに文化課(☎23・1982)

軽スポーツ教室

- だれもが気楽に楽しめるスポーツ教室です。室内用運動靴をお持ちください。参加無料
- 種目 フアミリーバトミントン、ソフトバレーボールなど

ふれあいツアー「唐戸市場(下関)」

- 日時=7月16日(土)
- 内容等=8時30分JR羽犬塚駅前集合～貸切バスにて現地へ。唐戸市場(個人負担にて食べ歩き)→水族館→海峡ゆめタワー→19時JR羽犬塚駅到着
- 参加費=4500円
- 定員=男女各20人(応募多数の場合は抽選。当選者のみ7月10日(日)までに連絡します)
- 締切=7月8日(金)
- 申し込み=八女・筑後結婚サポートセンター(☎22・5900)
- ※電話にてお申し込みください

◆◆◆会員登録も受付中◆◆◆
会員登録により、1対1のお見合いもセッティングします。会員数男性509人、女性448人、結婚・婚約68組

●会場=八女市民プール(べんがら村)

- 参加費=1500円(スポーツ傷害保険代含む)
- 申し込み=7月10日(日)八女市勤労青少年ホームにて14時～17時受付。先着60人
- 問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

パッチメントクラフト教室

トレーシングペーパーをレースのように加工していくクラフトです。子どもから大人まで参加できます。楽しく、すてきな作品を作ってみませんか。

- 会場=八女市勤労青少年ホーム(総合体育館北隣)
- 7月30日(土)31日(日)10時～12時
- 参加費=1500円(1日分)
- 申込期間=7月1日(金)～(先着各日10人ずつ)
- 申し込み・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

卓球講座

- 期間=8月19日～9月16日 毎週金曜日19時～21時
- 場所=上陽北洞学園体育館
- 募集人数=20人(上陽または近郊にお住まいの50歳以上の人)
- 申込締切=8月10日(水)
- 申し込み=上陽公民館※申込書あり、参加費500円
- 問い合わせ=八女市体育協会卓球部下川さん(☎090・4483・3543)

弓道教室

- 期間=7月26日～10月26日(毎週水曜と金曜)
- 時間=19時40分～21時40分
- 場所=八女市弓道場
- 参加費=5千円(教材費)
- 申込締切=7月24日(日)
- 申し込み=総合体育館
- 問い合わせ=高橋さん(☎090・2714・1995)

子育て学級公開講座

子育て中の人や子育て支援に興味のある人など、前日までに申し込みください(託児は1週間前まで)。参加無料。

- 日時=8月3日(水)10時30分～
- 会場=黒木公民館保健相談室
- 内容=「母親がまず幸せになれる子育てを」心理カウンセラー米倉けいこさん
- 申し込み・問い合わせ=同館(☎42・9730)



市町公立学校の講師等

特に小学校および中学校国語、数学、社会、理科、英語、家庭の講師希望者が少ない状況です。該当免許所持(取得見込み可)の人はぜひ登録をお願いします。

- 資格=▽講師は希望する校種、教科の教育職員免許状を有すること▽養護助教諭は養護教諭免許状を有すること▽学校栄養士代理職員は栄養士の資格を有すること▽学校事務代理職員は免許状等は不要。
- 手続=志願書に必要事項を記入し、南筑後教育事務所に提出※志願書は同所で配布(福岡県教育委員会のホームページでもダウンロード可)

- 申し込み・問い合わせ=同所(☎0942・53・7342)

八女市長旗ナイター野球大会

- 参加チームを募集します。
- 会場=立山球場
- 期日=8月21日～10月上旬
- ※開会式は8月21日(日)19時～
- 参加費=5千円
- 申込期間=7月2日(土)～17日(日)
- ※抽選会を7月30日(土)19時～総合体育館研修室で行います。
- 申し込み・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

県体夏季大会水泳競技選手

- 大会日時=8月21日(日)
- 募集期間=7月10日(日)まで
- 対象者=八女市民(小学生以上)※小学生・中学生・高校生は標準記録を超えた人
- 募集人数=《一般の部》制限なし《少年の部》35人
- ※希望者多数の場合は各個人の記録に基づいて選考します。
- 申し込み・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

合唱フェスティバル

- 開催日=11月20日(日)
- 場所=イヅカコスモスコン
- 参加資格=昭和27年4月1日以前生まれ、未経験者歓迎

- 練習=クローバープラザ(春日市)、イヅカコミュニケーションセンター(飯塚市)の2会場です
- 参加料=月1000円
- 募集期間=随時。※先着順
- 問い合わせ=県ねんりんスポーツ・文化祭実行委員会事務局(☎092・584・1401)

寿福祉会杯少年少女囲碁大会

- 日時=8月7日(日)9時30分～
- 会場=八女市勤労青少年ホーム
- 参加者=市内在住の幼児・小学生・中学生(先着順)
- 募集人員=▽チャンピオン(段級位は問わず)5人程度▽Aクラス(8級以上)10人程度▽Bクラス(9級以下)10人程度
- 参加費=千円※当日受付、昼食・飲み物は準備します。
- 申し込み・問い合わせ=山口さん(☎23・0014)

柳河特別支援学校わくわく教室

- 日時=8月3日(水)9時～15時
- 場所=県立柳河特別支援学校
- 対象=地域の小中学校に通う弱視児童生徒および保護者
- 内容=見え方に配慮した教材や生活用品の紹介
- 申し込み=同校(☎0944・73・2263)

べんがら村プールオープン

- ◆営業日=7月23日~8月31日(休館日7/25、8/8、8/22 ※毎月第2・第4月曜日)
- ◆営業時間=①スライダープール
《平日》10時~16時 《土日》10時~17時
《祝日》10時~17時
- ②25mプール《全日》10時~18時
- ◆利用料金=大人(中学生以上)700円、小人(4歳~小学生)500円 ※利用料金には温泉大浴場の利用料も含んでいます。
- ★プール監視員も募集しています!
- ◆問い合わせ=べんがら村(☎24・3339)

公立八女総合病院



- 採用予定①看護師5人程度
- ②診療放射線技師1人程度③理学療法士1人程度④介護福祉士(介護老人保健施設)3人程度
- 受験資格①②昭和62年4月2日以降生まれで有資格者が資格取得見込みの人③昭和62年4月2日以降生まれで来春資格取得見込みの人④昭和51年4月2日以降生まれで有資格者が資格取得見込みの人 ※HPもご覧ください。
- 一次試験①8月6日(出)
- 受付①7月14日(木)まで
- 申し込み①同病院(☎23・4131) ※HPもご覧ください。

裁判所職員

- 受付①7月12日(火)~21日(木)
- 受験資格①平成2年4月2

日~平成6年4月1日生まれ
●一次試験①9月11日(日)

●問い合わせ①福岡地方裁判所(☎092・781・3141)

※最高裁HPもご覧ください



障害児巡回相談

お子さんの養育面に関する保護者の悩みや心配ごとに対して、教育・医療・福祉等の各専門家が個別に応じ、適切なアドバイスを致します。

- 日時①8月5日(金)10時~17時
- 会場①八女総合庁舎大会議室
- 申込期限①7月7日(木)
- 問い合わせ①八女市教育委員会(☎23・1954)

出張相談会

専門相談員が借金・お金の問題解決の手伝い、家計相談や貸付の受付等も行います。

- 期日①7月21日(木)
- 場所①おりなす八女第5研修室
- 相談時間①10時~16時
- ※事前の予約をお願いします。
- 問い合わせ①グリーンコープ生活再生久留米相談室(☎0942・36・8877)

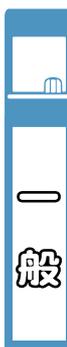
行政書士交通事故無料相談

- 日時①7月9日(土)10時~16時
- 場所①サンライフ久留米

第7回 環境フェア出展募集

「みんなで楽しくリサイクル」をテーマに開催します。出展無料

- 日時=10月30日(日)10時~14時30分(予定)
- 会場=八女公園
- 対象(資格)=八女市内にお住まいの人、またはグループや団体 ※民間企業の出展は対象外です。
- 基準=営利を目的としないもので、環境問題に取り組まれるもの
- 内容=リサイクルなどを展示できる作品・製品・調査など展示できるもの ※不用品バザーは対象外です。
- 申込方法=社会環境課、各支所に申込用紙を準備しています。
- 募集期間=7月1日(金)~7月29日(金)
- 審査=申し込まれた内容を審査し出展の採用・不採用を決定します。
- 申し込み・問い合わせ=社会環境課(☎23・1462) 黒木総合支所市民生活課(☎42・1463) 立花支所市民生活福祉課(☎23・4934) 上陽支所市民生活福祉課(☎54・2218) 星野支所市民生活福祉課(☎52・3113) 矢部支所市民生活福祉課(☎47・3111)



小・中学校体育施設利用

市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は必ず「利用者の会(前もって団体登録が必須)」に参加してください。

- 8月利用者の会①7月16日(土)
- 時間・学校名①▽13時30分(福島小、長峰小、福島中)▽14時15分(八幡小、岡山小、西中)▽15時(上妻小、三河小、南中)▽15時45分(忠見小、川崎小、見崎中、上陽北浜学園)
- 会場・問い合わせ①総合体育館(☎24・1230)

屋外広告物の撤去について

屋外の広告物は福岡県屋外広告物条例で規制されています。

す。次の物件には広告物を掲示することができません。

- 禁止物件①橋、街路樹、公衆電話ボックス、公衆便所、郵便ポスト、信号機、道路標識、歩道柵、街路灯、電柱など

右記の禁止物件に掲示されている「はり紙、はり札、立て看板」の違反広告物設置者は、自主的に撤去をお願いします。

新規学校卒業予定者求人募集

- 中学校・高校卒業予定者を採用する場合ハローワークに「学卒求人票」を提出ください。
- 中学校①▽求人受付6月20日~▽推薦・紹介1月1日~
- 採用選考①内定1月8日~
- 高校①▽求人受付6月20日~▽学校への求人申込7月1日~▽学校からの推薦9月5日~
- 採用選考①内定9月16日~
- 問い合わせ①ハローワーク八女(☎23・6188)

《お詫びと訂正》

▼広報やめ6月1日号8ページ「河川の浄化にご協力ください」の中で、誤りがありましたのでお詫びして訂正します。正しくは汲み取り便所の家の汚水は「台所・洗濯・風呂の汚れがそのまま川へ(汚れの量30g)です。便所のし尿は業者に回収され、きちんと処理されています。

▼6月1日号の広報紙と併せて配付した「八女市防災ハザードマップ」の「火災情報のお問い合わせ」の電話番号が違っていました。正しい火災の問い合わせ番号は、「0943・22・7000」です。

▼6月1日号「まちのわだい」の中で紹介した八女市出身の画家・平島照男さんと姉の平島三子さん(筆道家)からの絵画寄贈の記事で、平島照男さんのプロフィールがもれていましたので紹介し直します。

日本大学芸術学部で学び、1972年フランス・イタリアに2年半滞在。その後中央アジア・中近東へ踏査、遺跡等の風景を描かれています。1991年には白日照展で文部大臣奨励賞受賞、ロータリアン賞展で知事賞受賞。その他個展も数多く開催され、国立国会図書館収蔵(ペトフ)1200号)を始め、月の沙漠記念館収蔵「西域路」(80号)など多くの作品が文化施設等に収蔵されています。

相談はお気軽にどうぞ

無料法律相談

- 7月21日(木) (7/5 予約開始)、8月4日(木) (7/25 予約開始) 13時～16時 / ※予約・法務局八女支局 ☎23・2603
- 7月8日(金) 13時30分～16時 / 社会福祉会館 ※予約 ☎23・0294
- 7月15日(金) 13時30分～16時 / 地域交流センターふじの里(黒木) ※予約 ☎42・2131
- 7月22日(金) 13時30分～16時 / 地域福祉センター(上陽) ※予約 ☎54・3003
- 7月15日(金) 10時～12時 / 八女商工会議所 ※予約 ☎22・5161

男女共同参画推進支援委員相談

- 7月14日(木) 13時30分～16時30分 / ※予約男女共同参画・生涯学習課 ☎23・1314

女性相談

- 7月20日(水) 9時30分～11時30分 / 働く婦人の家

障害者等相談支援センターリーベル出張相談

- 7月8日(金) 13時～14時 / 矢部公民館
- 7月19日(火) 10時～11時 / 黒木総合支所第3相談室
- ※問い合わせ=リーベル ☎22・2610

なんでも人権相談(法務局 ☎23・2603)

- 7月1日(金) 13時～16時 / 社会福祉会館
- 7月8日(金) 13時～16時 / 地域交流センターふじの里(黒木)
- 7月13日(水) 13時～16時 / 立花市民センター(立花)

行政相談(総務課 ☎23・1111)

- 7月20日(水) 13時30分～16時 / 社会福祉会館
- 7月11日(月) 13時30分～16時 / 地域福祉センター(上陽)
- 7月6日(水)、20日(水) 9時30分～12時 / 地域交流センターふじの里(黒木)
- 7月13日(水) 13時～16時 / 立花市民センター

司法書士相談(社協 ☎23・0294)

- 7月8日(金) 13時30分～16時

／地域交流センターふじの里(黒木)

- 7月15日(金) 13時30分～16時 / 社会福祉会館
- 心配ごと相談(社協 ☎23・0294)**
- 7月6日(水)、20日(水) 13時30分～16時 / 社会福祉会館
- 7月13日(水)、27日(水) 13時30分～16時 / 地域福祉センター(上陽)
- 7月6日(水)、20日(水) 9時30分～12時 / 地域交流センターふじの里(黒木)
- 7月13日(水)、27日(水) 9時30分～12時 / 総合保健福祉センターかがやき(立花)

日本政策金融公庫相談

- 7月1日(金) 13時～15時 / 商工会議所

税務相談

- 7月11日(月) 10時～15時 / 商工会議所

社会保険相談

- 7月20日(水) 10時～15時 / 商工会議所
- ※予約・年金事務所 ☎0942・33・6192

不動産相談

- 7月27日(水) 13時～15時 / 商工会議所

経営支援相談

- 毎週月曜日 13時30分～16時30分 / 商工会議所 ※予約 ☎22・5161

補聴器の修理と相談(福祉課 ☎23・1335)

- 7月19日(火) 13時～14時30分 / 八女市役所 102 会議室
- 7月14日(木) 9時～10時 / 地域福祉センター(上陽)
- 7月8日(金)・19日(火) 10時～12時 / 地域交流センターふじの里(黒木)
- 7月5日(火)・19日(火) 10時～12時 / 総合保健福祉センターかがやき(立花)
- 7月28日(木) 10時～12時 / 星野支所

家庭児童相談室

- 平日 9時30分～16時 / 市役所内
- ※予約 (☎23・1448)
- 毎週火曜 10時～16時 / 黒木総合支所 ※予約 (☎23・1448)

こころの健康相談

- 毎週月曜日 14時30分～16時 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎

(八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2176

エイズ検査 とエイズ電話相談

- 毎週月曜 14時～15時 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎(八女総合庁舎) (☎0944・72・2812)

多重債務相談

- 毎週火曜 13時30分～16時 / 社会福祉会館 ※☎0942・30・0144

消費生活相談(来訪または電話相談)

- 毎週月・水・金曜 8時30分～16時30分 / 八女市役所消費生活相談室 ☎23・1183
- 毎週水曜 9時～16時 / 黒木総合支所 1階第3相談室 ☎23・1183

電話相談

教育相談

- 平日 9時～17時 / 八女市教育研究所 (☎0120・784・110)

教育相談

- 無休・24時間受付 / 南筑後教育事務所 (☎0942・52・4949)

交通事故相談

- 平日 9時30分～12時・13時～16時40分 / 日本損害保険協会 (☎092・713・7318)

犯罪被害者相談電話

- 平日 9時～18時 / 県警察本部 (☎092・632・7830)

難病ホットライン

- 平日 8時30分～17時15分 / 南筑後保健福祉環境事務所 (☎0944・72・2610)

多重債務相談

- 平日 9時～12時・13時～17時 / 福岡財務支局 (☎092・411・7291)

クレジット・サラ金・ヤミ金・違法年金担保相談(武富士破たんに伴う電話相談)

- 平日 18時～20時 / 福岡県青年司法書士協議会 (☎092・724・9505)

労働トラブル電話相談

- 毎週火曜日 19時～20時 / 福岡県青年司法書士協議会 (☎092・477・8160)

7月に納めるもの

- 固定資産税(第2期)
- 国民健康保険税(第1期)
- 介護保険料(第1期)
- 後期高齢者医療保険料(第1期)
- 住宅家賃 ● 保育料

納期限・口座振替日は8月1日(月)

※納税は、安全便利な口座振替をご利用ください。納期限内の納付にご協力ください。遅れると延滞金が加算されることになります。※納付書をなくされた人は担当課へご連絡ください。

▼人口と世帯(6月1日現在)

人口	69,835 (-86)
男	32,908 (-49)
女	36,927 (-37)
世帯数	23,936 (+9)
※()内は前月比	

▼5月の異動

出生	34人	転入	123人
死亡	72人	転出	171人

▼5月の火災・救急の状況

火災出火件数	2件	(25件)
救急出動件数	232件	(1,235件)
救急搬送人数	223人	(1,187人)

▼5月の交通事故の状況

発生件数	46件	(192件)
傷者	56人	(261人)
死者	1人	(1人)

※()内は1月からの累計

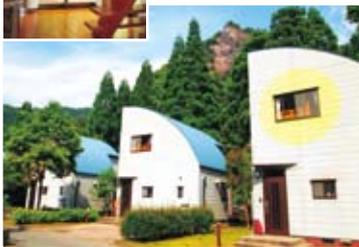
おたんじょうびおめでとう

満1歳のお子さまの写真を募集しています。名前・生年月日・住所・簡単なコメント(30字以内)を添えて、誕生日前月の7日までに直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。応募多数の場合は先着順となります。写真は返していません。●申し込み=市長公室秘書広報係 ☎23・1110

 高山 夏芽ちゃん H22年7月13日生(蒲原) 踊るのが大好きななつちゃん♡元気イッパイ! 優しい子に育ってね♡	 島 美涼ちゃん H22年7月13日生(北木屋) 1才おめでとう♡笑顔いっぱいにぎやかな毎日をありがとう!	 松尾 健聖ちゃん H22年7月9日生(今福) 1歳おめでとう。ニコニコ笑顔のカワイイ健ちゃん。元気に育ってね♡	 樋口 竜之介ちゃん H22年7月9日生(酒井田) 祝★元気で甘ん坊の竜之介。お姉ちゃんと仲良く元気に育ってね!	 秋山 莉央奈ちゃん H22年7月8日生(納楚) いつもニコニコ笑顔でマイペース☆これからもみんなをいましてね♪	 松岡 遥紀ちゃん H22年7月6日生(山崎) ☆お誕生日おめでとう☆これから元気にすくすく育ってね♡	 山本 夕愛ちゃん H22年7月2日生(兼松) いつも元気で明るい夕愛ちゃん! すくすく育つのが楽しみです!
 野崎 くるみちゃん H22年7月22日生(木屋) ♡祝1歳♡くつちゃんのニコニコ笑顔が大好き♪元気に育ってね!	 椿原 聖大ちゃん H22年7月22日生(本分) 前向きだったこの好きな聖大。好奇心も食欲も旺盛! 大きくな〜れ?	 樋口 琉星斗ちゃん H22年7月20日生(新庄) ☆ハッピーバースデー☆兄弟なかよく元気いっぱい育ってね♡	 安武 由夏ちゃん H22年7月16日生(山崎) 由夏ちゃん1歳のお誕生日おめでとう。二人のお兄ちゃんと仲良く元気に育ってね。	 大淵 里琉ちゃん H22年7月15日生(兼松) お誕生日おめでとう。二人のお兄ちゃんと仲良く元気に育ってね。	 川口 すず夏ちゃん H22年7月14日生(西宮) かわいいうすちゃん。お誕生日おめでとう。笑顔をお忘れず元気に育ってね。	 宮原 那乃葉ちゃん H22年7月13日生(本村) なののかわいい草や笑顔にいかされていきます。元気に育ってね♡
 檀 巴月ちゃん H22年7月29日生(酒井田) 元気で明るい子に育って☆	 大賀 聖愛ちゃん H22年7月29日生(吉田) かわいいうすちゃん♡スマイルで、みんなを幸せにしてね♡大好き♡	 安達 光希ちゃん H22年7月28日生(蒲原) おめでとう!! いっぱい食べて、たくさん遊んで元気に育ってね☆	 大坪 蓮ちゃん H22年7月27日生(龍ケ原) お兄ちゃん大好き、れんくん。みんなと仲良く、元気に育ってね☆	 平島 理心ちゃん H22年7月25日生(忠見) 祝1歳♡いつもステキな笑顔をおめでとう。明るく元気に育ってね。	 遠藤 諒人ちゃん H22年7月24日生(鶴池) ☆祝1歳☆2人のお姉ちゃんに負けぬよう強くなれ!	 山口 真凜ちゃん H22年7月23日生(星野村) 元気でおちやめな子♡家族みんなの太陽です!



観光振興課 しばや



●グリーンパル日向神峡 チェックイン 14時 チェックアウト 11時 コテージ 6人用 15,750円 10人用 21,000円 / 1棟 オートサイト 4,200円 / 1区画 フリーサイト 2,415円 / 1区画 ●問い合わせ グリーンパル日向神峡 ☎45・1001 ☎45・0123
http://www.i6.ocn.ne.jp/greenpal/ greenpal@wine.ocn.ne.jp

※本ページ右下のサービス券を持参されるとコテージおよびオートサイトの利用料金を10%割引します。※日・祝日の前日を除く

敷地内には、ユニークな外観のコテージが7棟。キッチン、バス、トイレ、冷暖房、寝具が完備され、窓の外には美しい森と湖の風景が広がります。テラスで心地よい風を感じながらゆつたりとした時間を過ごすのもいいですね。2階には和室1部屋と2段階ベッドも設置されています。また芝と砂

しみませんか!
グリーンパル日向神峡で夏の暑さを忘れて自然を思いっきり楽しませてください!
のほかり月にはグリ拾い体験、11月には天戸岩紅葉トレッキングなど秋の恵みを満喫できるイベントも今後予定されています。
毎年8月上旬に行われるアユのつかみ取り体験をはじめ体験イベントも随時開催。昨年はアユ300尾を放流、老若男女1000人以上の参加者の笑顔であふれました。8月下旬のビッグサマーライブは、地域の各区代表による歌謡ショーなどで大盛り上がり。そのほか9月にはグリ拾い体験、11月には天戸岩紅葉トレッキングなど秋の恵みを満喫できるイベントも今後予定されています。

八女市中心部から国道442号を黒木方面へ約40分車を走らせると左手に見える「グリーンパル日向神峡」の門。くぐり進むと日向神ダムの下流に位置する松瀬ダムが見えてきます。その先に見えるのは森と湖に囲まれたグリーンパル日向神峡。到着しただけで感じるのは、静かなたたずまいと自然の神秘。ここはとにかく静か。目を閉じて耳を澄まして聞こえてくるのは鳥のさえずりと魚が跳ねる水音くらいです。

地元のオートサイトが25区画フリーサイトが10張分あり、どちらもダム湖に面しロケーションは最高です。そのほかにも旬の素材を使ったレストランや売店、森の散策路や子どもたちも安全に水遊びができる川も流れ、思いっきり夏を満喫できます。
毎年8月上旬に行われるアユのつかみ取り体験をはじめ体験イベントも随時開催。昨年はアユ300尾を放流、老若男女1000人以上の参加者の笑顔であふれました。8月下旬のビッグサマーライブは、地域の各区代表による歌謡ショーなどで大盛り上がり。そのほか9月にはグリ拾い体験、11月には天戸岩紅葉トレッキングなど秋の恵みを満喫できるイベントも今後予定されています。



茶のくに よかると巡り

静かな、やさしの湖畔グリーンパル日向神峡



～あたらしい郷土づくり～

ふるさとの恵みを生かし 安心して心ゆたかに暮らせる 交流都市 八女

■編集・発行 八女市役所市長公室秘書広報係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
TEL 0943・23・1110 FAX 22・2186
■URL: http://www.city.yame.fukuoka.jp/
■E-mail: mail@city.yame.fukuoka.jp

※この広報紙は環境にやさしい再生紙、大豆油インクを使用しています



編集後記
▼県の有形文化財の指定を受けた旧隈本家住宅。建物だけでなく泉水や石垣などをふくめたところでの評価中に入るとそこだけでは時間が止まったかのよう。また見たことのない人はぜひお越しください。(M・M)
▼皆さんの思いをいっしょに詰め込んで、八女市民会館おりに八女が、いよいよオープンしました。数々のコンサートも企画されているよう、楽しみですね。約7万市民の交流の場、市民の皆さんに愛される会館として育っていくことを心から願っています。(K・S)



月放送時間=毎週土曜日 9:30~9:55 月放送時間=エフエム福岡 82.1mhz(久留米中継局)

茶のくに サービス券
利用料金 10%割引
(フリーパス)(北日向神峡)
有効期限 H23.9月末